

四街道市立旭中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、それに関係する者に対して、将来に渡って内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員・全生徒が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を醸成する上で重要であると考えます。

そのためには、全教育活動において、生命や人権を尊重する心の育成や、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校は学校教育目標に『豊かな心を持ち、主体的に未来を切り拓く生徒の育成』を掲げている。「安心して生活できる学校」、「自分も周囲の人もしっかりとできる生徒」、「生徒にとって居心地の良い集団を育てる教師」を目指すという認識のもとに、ここに旭中学校いじめ防止基本方針を定め、暴力や暴言を排除し、いじめを許さない学校づくりに全力で努める。なお、本基本方針は、本校教職員及び、生徒から幅広く意見を聴取して策定している。

(1) いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、いじめ防止対策推進条例の定義に則るものとする。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

「いじめ防止対策推進条例(第2条)」

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権の侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑤ いじめは、その態様により、傷害や恐喝等の犯罪として法令に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、嘘、悪口など、不快なことを言われたり見せられたりする。

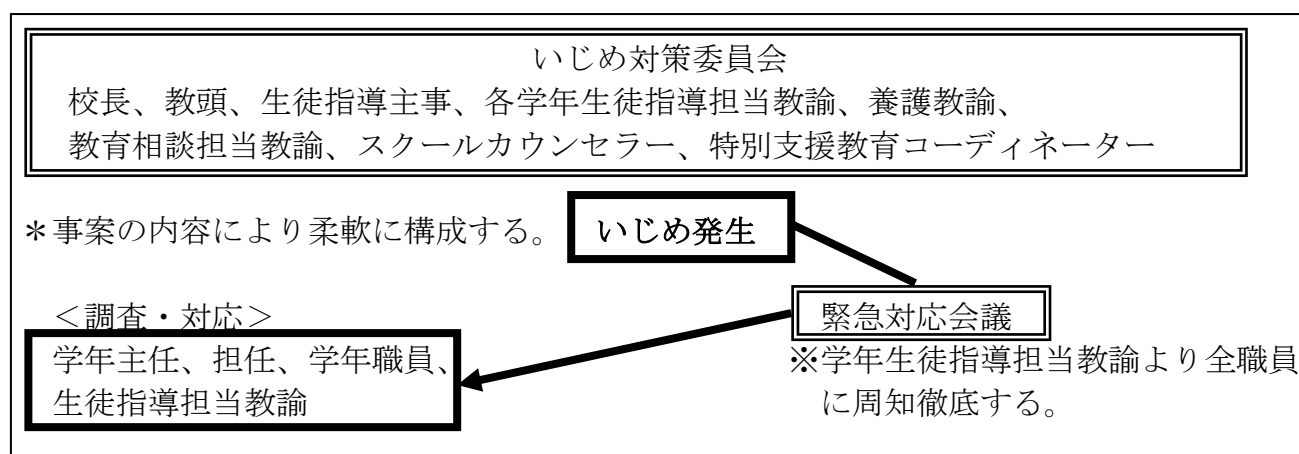
- ・意図的な仲間外れ・集団による無視をされる。
- ・遊びの一環として叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、非難や誹謗中傷、個人情報の流出等の嫌なことをされる。

(3) いじめ問題の解消

いじめ問題の解消は、いじめの加害者が被害者の人権を侵害していることやその心情を理解し、いじめを止めて、加害者と被害者がともに安心して学校生活を送れる環境になった状態とする。問題の解決に向けて、生徒や保護者に対しては正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 いじめ防止等への組織的対策について

- (1) 名 称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構 成 員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- (3) 定例会議 週に1回実施する。(必要に応じて、臨時に招集し協議、対応する)
- (4) 役 割
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ いじめ防止の年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性のチェック
 - ク いじめ防止基本方針の見直し
- (5) いじめ対策委員会組織



- (6) そ の 他 会議を開催した際の記録や生徒への支援および指導を行った際の記録を作成し、適切に保存および管理する。

3 いじめの未然防止について

(1) 教職員の意識向上

- ・日頃より学校に所属する生徒の一人一人に対して生徒理解を深め、その人格を気遣い、個に応じた指導を心掛けるとともに、日常的に相談しやすい人間関係を構築する。
- ・特に配慮が必要な生徒について、教職員が個々の特性を理解し、情報を共有していくとともに保護者との連携を深めていく。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを、全職員が十分に認識する。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等で生徒のストレスが高まり、いじめに発展することがないようにする。
- ・教職員が日頃から暴力や暴言に対して敏感になり、毅然と指導していく。
- ・いじめ防止に向けて適宜研修を取り入れていく。

(2) 「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードにした学級づくり（学級経営）を行い、「自己有用感」と「充実感」を感じることが出来る場面や機会を設定することに努める。

(3) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」づくりに努める。

（生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の具体例）

- ・生徒に自己決定の場を与える。
（自分で考え、判断し、実行する場面を意図的に設定する。）
- ・生徒に自己存在感を与える。
（一人一人をかけがえのない存在として捉え、その個別性や独自性を大切にする。）
- ・共感的人間関係を育成する。
（発表に対しての拍手や相互評価など、お互いの良さを認め合う活動を設定する。）
- ・安心・安全な風土を醸成する。
（「さん」付けして名前を呼ぶなど、適切な言語環境を整えている。）

(4) 生徒自身にいじめの重大性に気づかせ、いじめ防止に向けて強い心で主体的に行動ができる生徒の育成に努める。

（いじめ防止の主体的な行動例）

- ・「やめる」勇気（いじめは絶対にしない。誰かの心を傷つけることはしない。）
- ・「とめる」勇気（いじめを見つけたらとめる。傍観者にならず、行動を起こす。）
- ・「はなす」勇気（いじめについて助けを求める。教員や保護者に必ず話す。）
- ・「みとめる」勇気（自分との「ちがい」を認める。見た目などできめつけない。）

(5) 定期相談を学期に一度行うとともに、チャンス相談も随時行う。

(6) 年間を通じて、道徳教育の推進を図り、望ましい道徳的実践力の育成に努める。

- ・年間計画にいじめに関わる題材を取り上げ、実践する。
- ・「『いのち』のつながりと輝き」を念頭に置き、「命の教育」を実践し、考え、議論することを意識した道徳教育を推進する。
- ・実態に応じて、コミュニケーション能力を育てるプログラムを取り入れる。
- ・実態に応じて、豊かな人間関係づくり実践プログラムを取り入れる。

(7) 生徒会活動により、いじめ防止を訴え、自治活動に取り組む。

- ・生活安全委員によるイエローリボン運動の実施
- ・いじめ撲滅キャンペーン

(8) インターネット、SNSの利用について

インターネットやSNSを通じて発信される情報の特性を踏まえて、生徒及び保護者

が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

(9) 家庭、地域、関係機関との連携

いじめに対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。

- ・学校便り、ホームページ等を通して啓発活動の実施
- ・保護者会やミニ集会での啓発活動の実施
- ・地域や関係機関とは、関係者会議等で情報を共有するなどといった連携をすすめる。

(10) 配慮を要する対応について

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・感染症に伴う欠席をしている生徒（ワクチン接種等も含む）に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、保護者との連携を深め、適切に対応する。

4 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解消につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員は生徒の小さな変化や兆候を敏感に察知し、真摯に対応する。又、そのほかにいじめに対する実態把握を定期的に行う。

(1) 日々の観察～常に職員は生徒とともにある～

いじめを相談することは非常に勇気がいることである。そのため、日常生活の中で教職員が積極的に声かけをするなど、生徒達が日頃から気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに生徒に「いじめを通報することは恥ずかしいことではなく、仲間を助ける行為である」という姿勢を常に職員から発信していく。

出席状況や健康観察、授業態度、休み時間や昼休み、放課後の雑談や部活動などの機会に、生徒達の様子に目を配る。共に過ごす機会を積極的に設けることで、早期発見に努める。またその際、教職員はいじめ発見のためのチェックリストの項目を参考に観察する。

職員による授業の相互参観や、休み時間の学年フロアの職員配置などを積極的に行う。

(2) 日記の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

全ての生徒と日記（学級日誌を含む）のやりとりをする。担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、個別面談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) 教育相談（スクールカウンセリング）の充実～気軽に相談できる雰囲気づくり～

学期毎に教育相談週間を設け、定期的に生徒と教職員との教育相談を実施する。相談の結果については、生徒指導担当教諭や養護教諭等の構成員で毎週1回実施している生徒指導部会議等で情報をまとめ、翌朝の職員打ち合わせで全職員に共有する。なお、本校では、全校生徒を対象にスクールカウンセラーと相談する時間を設定しており、スクールカウンセラーとの連携をすすめている。

(4) いじめ実態調査アンケート

市教育委員会作成による生徒用のいじめ実態調査アンケートを年に3回（6月、11月、1月）実施する。結果の集計や分析には、学年職員を中心に複数の職員であたる。保存の期間は3年とする。（重大事態については5年間）

(5) 相談ポストの設置

職員室前に設置の相談ポストを活用する。学校便りや学級担任を通して生徒保護者に周知し、管理職及び生徒指導主事が定期的にポスト内を確認する。相談があった場合は、いじめ対策委員会で対応を検討する。

(6) 保護者からの情報

日頃からの連絡に加え、市教育委員会作成による保護者用のいじめ実態調査アンケートを年に3回（6月、11月、1月）実施する。情報に基づき、直ちに事実の調査・確認を図り、近日中に担任と学年主任が双方の家庭に調査結果の報告（連絡）をする。調査の結果、事実確認が不明な場合でも、継続調査と経過を報告することを約束する。また、いじめられている生徒を絶対を守ることを約束する。

(7) 啓発

いじめがあった場合の生徒の変化の特徴などを保護者に示し、家庭などでそのような様子が見られた場合には、すみやかに学校へ相談したり、関係機関へ相談したりすることができるよう啓発を積極的に行う。

(8) 相談窓口の周知

ホームページや学校便り等を活用し、学校内外の相談窓口を周知する。

本校いじめ通報窓口	電話番号	043（432）8451	担当	教頭、生徒指導主事
青少年育成センター	電話番号	043－421－7867		

5 いじめへの対応について

いじめがあると確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。「いじめ対策委員会」で指導方針を迅速に決定し、教職員への周知と共通行動の確認をし、組織的に対応していく。必要に応じて警察への通報等、関係機関との連携も図っていく。

(1) 事実の確認

- ・ いじめを受けた生徒と行った生徒、それらに関わった生徒、その他の生徒、すべての教職員から情報を収集し、事実を正確に把握する。
- ・ 具体的な情報を詳しく整理、記録して事実を確認する。
- ・ いじめと認定した事案については、本校のいじめ防止基本方針に沿った対応となることを関係者に周知する。

(2) いじめを受けた生徒・保護者に対して

① いじめを受けた生徒・保護者への支援

- ・ 事実確認で把握した状況を丁寧に説明する。
- ・ 学校の指導方針を説明し、協力を依頼する。
- ・ 状況に応じてカウンセラーなど専門職を活用して支援する。
- ・ いじめの調査結果について適切に情報を伝える。

② いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたる。

- ・ 「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限りの不安を除去していく。
- ・ 複数の職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人）と連携し、

いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。

(3) いじめを行った生徒に対して

①行ったことについては、毅然とした態度で指導する。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を自覚させる。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを申告した生徒に対し、圧力をかけることは許されないということを理解させるように指導する。
- ・生徒間、保護者間で連絡し合う機会を作り、相互の気持ちを伝え理解し、今後の良い人間関係構築につながる支援をする。
- ・自分を省みなかったり、繰り返しいじめを行ったりする場合は、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

②いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。

- ・被害生徒の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・周辺の生徒への聞き取りの調査をする。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど専門職を活用して指導に当たる。

(4) いじめを行った生徒の保護者について

- ・問題解決に向けて、協力を求める。
- ・事実関係の確認後、迅速に保護者へ報告する。
- ・加害生徒と同席で、事実関係の確認を行う。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

(5) いじめを受けた生徒について

- ・いじめをきっかけにして不登校になってしまった生徒については、保護者・関係機関と連携を図り、生徒に寄り添った取組に努める。

(6) 観衆および傍観者への指導

- ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、その様子を周囲で見ている観衆がいることが助長したり、事態を悪化させたりすることがあることを理解させる。また、観衆だけでなく、周囲で傍観している者が取るべき行動を示し、より深刻な事態となる前に解決できるように努めさせる。
- ・いじめが発生した場合、被害者に寄り添える正義感の育成を図る。

(7) いじめの解消後について

- ・「解消している」状態に至った場合についても、教職員は被害者・加害者生徒に注視していく。
- ・関係生徒のプライバシーに留意する。

※なお、いじめが解消している状態については、いじめ行為が止んでいる状態をさす。
(被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間は経過観察を行う。)

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次の事態にあると認めた、重大ないじめ問題を指す。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
【いじめ防止対策推進法第28条1項1号、2号】
- ③児童生徒や保護者から申立てがあった場合。

(2) 重大事態に関する事実確認

- ・事実の確認は、「いじめ対策委員会」のメンバー、関係生徒の担任及び学年主任を中心に行う。
- ・要因となったいじめ行為の態様（時間、誰から、どのように）を調査し、学校・教職員の共通対応を速やかに確認する。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）をもとに、適切に調査を行う。

(3) 事実関係の確認後の対応

- ・重大事態の認知後、速やかに四街道市教育委員会に報告し、その後、今後の対応について検討する。
- ・教育委員会、警察、児童相談所等との連携は、教頭を窓口に行う。
- ・学校は、調査によって明らかになった事実関係について隠蔽をせずに説明・報告する。これらの調査及び情報提供に当たっては、生徒等関係者のプライバシーに十分配慮する。
- ・いじめをきっかけとする不登校に対しては、保護者や関係機関と連携し、不登校対策を進める。

7 公表・検証・評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページで広く公表する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の取組について年度ごとに検証を行い、PDCAサイクルに基づいて改善を図る。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の取組について、年度毎に保護者、生徒、所属職員、その他関係者により評価する。（学校評価の項目に加える）
- (4) 学校いじめ防止基本方針について、検証や評価に基づいて年度末に見直しを行う。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する活動
4月	・職員研修 ・SOSの出し方教育 ・いじめ対策委員会	・いじめ防止基本方針について全職員で確認 ・生徒指導における共通理解事項について全職員で確認 ・SOSの出し方教育の実施 ・いじめ対策委員会の実施
5月	・3学年修学旅行 ・いじめ対策委員会	・修学旅行を通じた人間関係づくり（3学年） ・いじめ対策委員会の実施
6月	・いじめ実態調査アンケート ・1学年校外学習 ・教育相談 ・体育祭 ・いじめ対策委員会	・市教育委員会作成いじめ実態調査アンケートの実施 ・校外学習を通じた人間関係づくり（1学年） ・事前アンケートを基にした教育相談の実施 ・体育祭を通じた人間関係作り ・いじめ対策委員会の実施
7月	・非行防止教室 ・3学年保護者面談 ・命の教育講演会 ・いじめ対策委員会	・非行防止教室の実施（SNS等の使用についても含む） ・保護者との面談を通じた家庭での生徒の様子の確認 ・命の教育講演会の実施 ・いじめ対策委員会の実施
8月	・職員研修	・いじめに関する事案および不登校対策について全職員で確認
9月	・いじめ対策委員会	・いじめ対策委員会の実施 ・夏季休業明け生徒の観察
10月	・合唱コンクール ・2学年職場体験宿泊学習 ・いじめ対策委員会	・合唱コンクールを通じた人間関係づくり ・職場体験宿泊学習を通じた人間関係づくり（2学年） ・いじめ対策委員会の実施
11月	・教育相談 ・保護者面談 ・いじめ実態調査アンケート ・いじめ対策委員会	・事前アンケートを基にした教育相談の実施 ・保護者との面談を通じた家庭での生徒の様子の確認 ・市教育委員会作成いじめ実態調査アンケートの実施 ・いじめ対策委員会の実施
12月	・いじめ撲滅キャンペーン ・いじめ対策委員会	・いじめ撲滅キャンペーンの実施 ・いじめ対策委員会の実施
1月	・希望制教育相談 ・いじめ実態調査アンケート ・いじめ対策委員会	・事前アンケートを基にした希望制教育相談の実施 ・市教育委員会作成いじめ実態調査アンケートの実施 ・いじめ対策委員会の実施 ・冬季休業明け生徒の観察
2月	・いじめ対策委員会	・いじめ対策委員会の実施
3月	・予餞会 ・いじめ対策委員会	・予餞会を通じた人間関係づくり ・いじめ対策委員会の実施